神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで（東扇島出入口から空港中央出入口まで）。	6.4km	171.42円	171.42円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（東扇島出入口又は殿町出入口）から首都高速道路の路線名中、(1)から(22)、(25)から(29)の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	12.0km超 18.0km以下	133.33円	133.33円
	18.0km超 24.0km以下	152.38円	152.38円
	24.0km超	171.42円	171.42円
首都高速道路の路線名中、(23)、(24)及び(30)から(33)の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	6.0km以下	142.85円	—
	6.0km超 12.0km以下	171.42円	171.42円
	12.0km超 18.0km以下	200円	200円
	18.0km超 24.0km以下	228.57円	228.57円
	24.0km超	257.14円	257.14円
首都高速道路の路線名中、(23)、(24)及び(30)から(33)の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から首都高速道路の路線における各出入口等（湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6.0km超 12.0km以下	114.28円	114.28円
	12.0km超 18.0km以下	133.33円	133.33円
	18.0km超 24.0km以下	152.38円	152.38円
	24.0km超	171.42円	171.42円

(4)　ＥＴＣ前納割引については、次のとおりとする。

(ｲ)　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ﾛ)　割引率

下表の割引率を適用する。

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約５％
58,000円	50,000円	約14％

(5)　大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(ｲ)　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車のうちＥＴＣコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第４条第２項第１号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(ﾛ)　割引率

①　車両単位割引

記(ｲ)の自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとの月間利用金額に対し、下表Ａの割引率を適用する。ただし、平成24年１月１日から平成28年３月31日までの間は下表Ｂの割引率を適用する。

表Ａ

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	０％
5,000円を超え、10,000円までの部分	２％
10,000円を超え、30,000円までの部分	５％
30,000円を超え、50,000円までの部分	８％
50,000円を超える部分	12％

表Ｂ

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	０％
5,000円を超え、10,000円までの部分	10％
10,000円を超え、30,000円までの部分	15％
30,000円を超える部分	20％

②　契約単位割引

記(ｲ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が５千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ﾛ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10％の割引率を適用する。

(ﾊ)　実施する期間

記(ﾛ)②に定める割引は、平成24年１月１日から平成28年３月31日までの間とする。

(6)　中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

(ｲ)　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するＥＴＣ車とする。